

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等連絡会  
取組状況整理を踏まえた意見交換

<テーマ2：簡易な金銭管理等を通じた意思決定支援>

○ 意思決定補助団体（意思決定サポーター）による支援と育成

⇒ 市民後見人の養成講座修了者・待機者（豊田市、長野市、八尾市）のほか、中核機関（藤沢市）、社協・ボランティア団体（古賀市）、地域センター・町民館・民生委員（黒潮町）も想定。意思決定支援の範囲（日常的金銭管理＜社会生活全般）、方法・頻度（都度宅外立会、定期自宅面会）と、それに要する専門性や育成（市民後見人同等か）とは。

○ 地域生活支援団体（事業者）の業務と金融機関の対応

⇒ 介護保険事業所・障害福祉サービス事業所（豊田市、古賀市、黒潮町）、金融機関（八尾市）に参画を依頼。金融機関は参画に難色、金銭管理の範囲のメニュー設定も検討（八尾市）。日常的金銭管理の種別（日用品支払、公共料金等定期支払、口座出納管理）、取扱上限額（月3千円から10万円まで）、方法（預かり金、金融機関への同行・代行・代理、通帳・銀行印保管）、他方で、現に金融機関が払戻しに応じる条件とは。

○ 利用者（本人）の要件

⇒ 身寄りがいない（藤沢市、豊田市、長野市、八尾市、黒潮町）、日自移行前（長野市、八尾市、黒潮町）、在宅（八尾市、古賀市）、施設入所者（古賀市）などを検討。知的・精神障がい者及び施設入所者は除くことも検討（八尾市）。認知機能は十分な身寄りのない者、施設が金銭管理をする施設入所者など、事業目的、需要や供給体制に適合した利用者要件と、それに相応する利用者負担の在り方（利用料、収入・資産要件）とは。

○ 支援管理・監督団体の業務と組織

⇒ 市（藤沢市）、社協（長野市、八尾市、古賀市、黒潮町）、合議体（豊田市）が担当。求められる業務（専門性や業務量）と、それに応じた組織・構成とは（既存組織の活用）。

○ 事業の全体構成

⇒ 契約形態（八尾市）や契約書様式・要綱（豊田市）を検討。本人との契約で規律する必要がある契約相手方の範囲やその項目とは。

.....

<テーマ1：民間企業等の参画>

○ 新たな担い手の対象と参画に向けた工夫

⇒ 社会福祉法人（静岡県）、NPO法人や生活支援を担うボランティア団体（取手市）を対象に協議。限られた地域資源の中で参画見込みがある具体的な対象（ターゲット）と、その参画を得るための工夫とは。

<テーマ3：寄付等の活用>

○ 受入方策と配分ルール

⇒ 県社協に設置する基金の一部にファンドを創設（長野県）。受配者指定や現物寄付、税制優遇措置、周知や意思確認の方法等の受入方策と、公平・効果的な配分とは。